第５章　中間検査及び使用検査要領

第１節　総　論

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（平成 18 年東京都規則第 243 号）及び火災予防施行規程の一部改正の告示（平成 18 年 12 月東京消防庁告示第 14 号）により、使用検査及び中間検査の明確化に係る規定が整備された。

当庁では、従来から火災予防上及び消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる部分で、工事等の完了後の検査が困難な部分を中心に、建築物の構造、防火区画の状況、防火区画貫通部の処理、消防用設備等又は火気設備等の設置状況等について、火災予防規程第 39 条の規定に基づき中間検査を実施し、防火対象物の防火安全性の向上を図ってきたが、法令上の根拠が明確ではなかった。

これらのことから、中間検査（条則第 12 条の２の２第１項に規定する中間検査をいう。以下同じ。）を使用検査（条則第 12 条の２の２第１項に規定する使用検査をいう。以下同じ。）を補完するための部分検査として位置付けた上で、実施対象、実施時期及び検査基準を明確化し、検査制度の一層の充実強化を図ったものである。

なお、条例第 56 条の２第３項の中間検査及び使用検査を受けなくても、防火対象物の使用は禁止されているわけではないが、この場合、当該防火対象物が使用を開始した後、法第４条に基づく立入検査を行い、必要に応じ法第 17 条の４第１項、第５条第１項又は第５条の２第１項の命令を発する等の措置を講ずることが必要である。したがって、防火対象物における安全性を確保するため、使用検査を受けなければならないこととされている防火対象物については、当該検査を受けた後でなければ、当該防火対象物又はその部分を使用してはならないよう指導することが望ましい。

第１　中間検査及び使用検査に係る留意事項

１　条則関係

⑴　条則第 12 条の２の２第１項の「火災予防上及び消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる部分」とは、次に掲げる部分とする。

ア　消防用設備等の設置の規制に係る建築物の構造
イ　法及び建基法上の防火区画、火気設備等の不燃区画及び消防用設備等の防護区画等
ウ　消防用設備等の設置単位に係る区画及び政令第８条の区画
エ　消防用設備等の配管、水槽及び配線の敷設部分
オ　法第７条の規定に基づく同意時に指摘又は指導した部分
カ　火気設備等の設置場所の周囲の内装及び下地
キ　煙突、排気筒及び風道（厨房の排気ダクトを含む。）の構造及び材質
ク　その他火災予防上及び消防活動上必要な部分

⑵　条則第 12 条の２の２第１項の「使用検査が困難な部分」とは、配管、配線等の埋設部分、天井裏等の隠蔽部分等で中間検査を実施して確認しなければ使用検査の際に確認できない部分（点検口が設けられる等の理由により使用検査において確認できる部分を除く。）とする。

２　施行規程関係

⑴　施行規程第 14 条第１項ただし書の「使用検査を実施しなくとも防火上支障がないと認めたもの」とは、次に掲げる工事等のうち、法第４条の規定に基づく立入検査、法第 17 条の３の３の規定に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検結果の報告又は工事等の施工状況の写真による確認により防火上支障がないことを確認できるものをいう。

ア　届出の内容が小規模な工事等のうち、次に掲げるもの
　(ｱ) 条例第 58 条の３及び法第 17 条の３の２の規定に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届を行わなければならない消防用設備等の増設、改設及び移設に係る工事等のうち、次に掲げるもの
　　ａ　消火器の設置
　　ｂ　屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備に係る工事等のうち、加圧送水装置の性能の変更を伴わないもの

c　動力消防ポンプ設備に係る届出のうち、動力消防ポンプの性能の変更を伴わないもの
d　スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備に係る工事等のうち、加圧送水装置の性能の変更を伴わないもの又は流水検知装置若しくは一斉開放弁の工事等を伴わないもの
e　不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備に係る工事等のうち、選択弁及び消火剤貯蔵量の変更を伴わないもの
f　自動火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備に係る工事等のうち、警戒区域の変更を伴わないもの
g　漏電火災警報器に係る工事等
h　非常警報設備のうち、報知区域の変更を伴わないもの
i　避難器具（避難ロープ、すべり棒又は避難はしご（固定式のものを除く。）及び緩降機に限る。）に係る工事等（取替え及び改造に限る。）
j　誘導灯に係る工事等
k　排煙設備に係る工事等のうち、排煙機の性能の変更を伴わないもの

(ｲ) 条例第 56 条の２の規定に基づく防火対象物使用開始届を行わなければならない指定防火対象物等に係る工事等のうち、次に掲げるもの
a　消防用設備等の設置を伴わない工事等(法第 17 条第３項若しくは政令第 32 条又は条例第 47 条の規定を適用する場合の当該工事等を除く。)
b　前(ｱ)に掲げる工事等に係る指定防火対象物等の増築、改築及び模様替えに係る工事等

(ｳ) 条例第 57 条の規定に基づく火気設備の設置届を行わなければならない火気設備等の増設､改設及び移設に係る工事等のうち、火気設備等の設置室の区画を変更せず、かつ、火気設備等の燃料等の変更を伴わないもの

イ　法第 17 条の 14 の規定に基づく工事整備対象設備等着工届を要しない軽微な工事等
ウ　条例第 58 条の２の規定に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届を要しない軽微な工事等

⑵　施行規程第 14 条第２項の「指定防火対象物等、火気設備等又は消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の使用開始前」とは、条則第 12 条の２の２第１項において使用検査は工事等が完了した場合に行う検査としていることから、工事等が完了してから指定防火対象物等、火気設備等又は消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の使用を開始する前までの間をいう。

⑶　施行規程第 14 条第３項第１号及び第４項第１号並びに第 15 条第３項第１号の「防火に関する規定」とは、第２章第１節第２「防火に関する規定」をいう。

⑷　施行規程第 14 条第３項第２号及び第４項第２号並びに第 15 条第３項第２号の「条例で定める火気設備等技術基準」とは、条例第３章第１節及び第 22 条の２並びにこれらに基づく命令をいう。

⑸　施行規程第 15 条第１項ただし書の「中間検査を実施しなくとも防火上支障がないと認めたもの」とは、火災予防上及び消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる部分（使用検査が困難な部分に限る。）以外の部分のみで構成される指定防火対象物等､火気設備等又は消防用設備等若しくは特殊消防用設備等をいう。
なお､｢火災予防上及び消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる部分｣及び｢使用検査が困難な部分｣とは、前１、⑴及び⑵と同様である。

⑹　施行規程第 15 条第１項第１号から第４号までの「大規模な修繕」及び「大規模な模様替え」とは、建基法第２条第 14 号及び第 15 号に規定する大規模な修繕及び大規模な模様替えをいう。